

# 「障害者自立支援法の日中活動事業」移行予測等調査結果・報告書の概要

## .調査の概要

### (1) 実施主体等

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会  
(全国生活協同組合連合会「全国生活協同組合連合会助成事業」による助成を受けて実施)

### (2) 調査対象

全国社会就労センター(セルフ協)会員の授産施設・福祉工場・小規模通所授産施設(身体・知的・精神(1,314カ所))のうち、532カ所(40.5%)を無作為抽出。

### (3) 調査期間

平成17年2月10日(調査票郵送)～2月21日(〆切)

### (4) 回答率

施設に対する調査

245ヶ所より回答(回答率46.1%)【セルフ協会員施設全体の18.6%】

一人一人の利用者に対する調査

「利用者・家族・施設はどの事業類型への移行を希望しているか」の有効回答数

推定利用者数：20,080人(抽出数532カ所×40人(小規模は×20人))

利用者本人 : 5,864人分の回答(回答率29.2%)

利用者の家族 : 4,266人分の回答(回答率21.2%)

施設の評価 : 7,597人分の回答(回答率37.8%)

## (5) 調査内容

施設・利用者本人・家族、それぞれが現段階（平成17年2月10日時点）で示されている内容に基づき、「障害者自立支援法案の日中活動事業」について、どの類型への移行を考えているのかその希望を調査するため、大きく「1.施設に対する調査」「2.一人一人の利用者に対する調査」の2つに分けて調査票を作成した。

事業類型名	現時点で示されている対象者像と事業内容
療養介護事業 (身体)	医療を要する障害者であって常時介護を要する障害者対象。主として昼間において、病院その他の施設で行われる機能訓練その他必要な医療及び療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を実施する事業。
生活介護事業 (身体、知的、精神)	常時介護を要する障害者対象。主として昼間において、施設において行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産的活動等を実施する事業。要介護度4,5程度の重度障害者を想定。
自立訓練事業 (機能訓練) (身体)	身体機能に障害のある者対象。自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等を実施する事業。1年か2年の有期限。
自立訓練事業 (生活訓練) (知的、精神)	知的障害者・精神障害者対象。自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業。1年か2年の有期限。
就労移行支援事業 (身体、知的、精神)	就労を希望する障害者対象。一定の期間にわたり、生産活動その他の活動を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。1年か2年の有期限。
就労継続支援事業 (雇用型) (身体、知的、精神) 注)入所施設がこの事業を選択する場合	通常の事業所(企業等)に雇用されることが困難な障害者を雇用(雇用契約を締結)し、生産活動その他の活動を通じて、その知識の向上および能力の向上のために必要な訓練を行う事業(現行福祉工場の施設・人員要件を緩和)。労働法規適用の場であり、最低賃金法の適用や社会保険料の事業主負担も発生する。
就労継続支援事業 (非雇用型) (身体、知的、精神) 注)入所施設がこの事業を選択する場合	雇用には至らないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする者、再度雇用の場に戻ることを希望する者などが対象。OJT(施設での作業等の実務を通じて行う教育訓練、職場内訓練)の形態で就労機会を提供するとともに雇用移行等に向けた訓練等を行う事業。利用者に対する工賃支払基準や毎年度の工賃支払目標額の設定などが義務付けられる(報酬は現行福祉工場の水準を基本)。
地域活動支援センター 事業(身体、知的、精神)	障害者等を通わせ、創作的活動、生産的活動、社会との交流促進等を行う事業。生産活動に対しては工賃支払いの規定も盛り込む予定。個別給付(義務的経費)ではなく市町村の地域生活支援事業(裁量的経費)の位置付け。

注)新施設・事業体系では職住分離の観点から、入所施設の利用者が雇用や就労の場である「就労継続支援事業(雇用型・非雇用型)」を選択することができません。入所施設がこの事業を選択する場合、該当する人数分の入所部分の転換(入所者の移行)が前提となります。

## ・調査結果

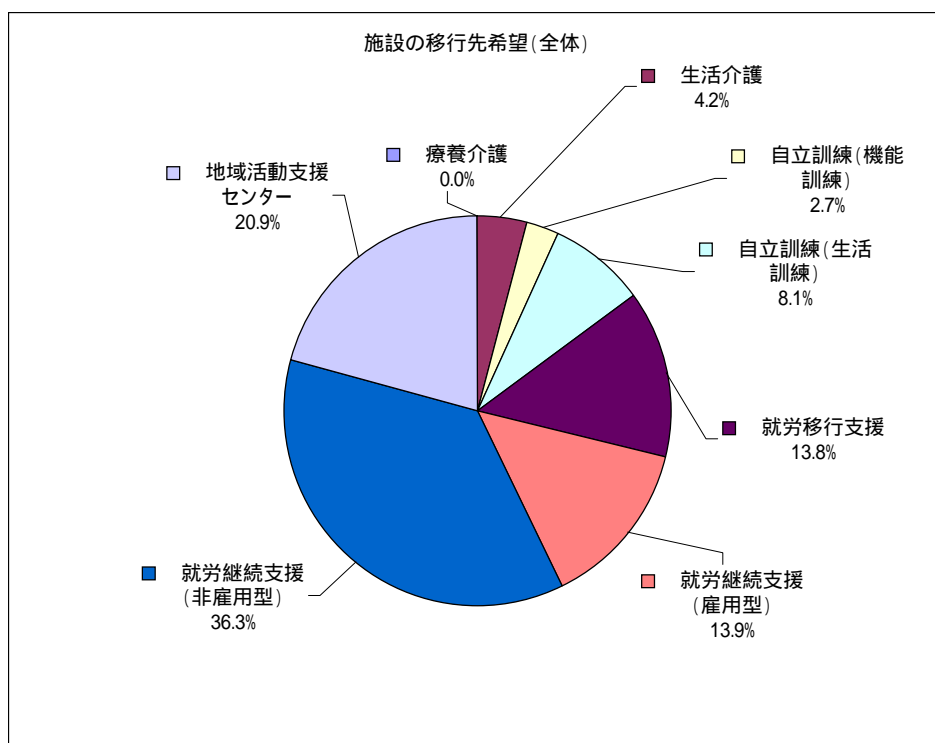
### 1. 施設に対する調査

#### 1 - - ア 施設がどの事業類型への移行を考えているか（全体）

現段階で示されている事業類型への施設の移行先希望を全体で見ると、「就労継続支援（非雇用型）」への希望が36.3%と最も多く、次いで、「地域活動支援センター」の20.9%、「就労継続支援（雇用型）」の13.9%、「就労移行支援」の13.8%、「自立訓練（生活訓練）」の8.1%、「生活介護」の4.2%、「自立訓練（機能訓練）」の2.7%と続いている。なお、セルフ施設においては「療養介護」と回答したところはない。

#### 【1 - - ア 施設がどの事業類型への移行を考えているか（全体）】

事業類型名	移行後の定員数 (最低定員 10 人)	%
療養介護	0	0.0%
生活介護	347	4.2%
自立訓練(機能訓練)	217	2.7%
自立訓練(生活訓練)	666	8.1%
就労移行支援	1,131	13.8%
就労継続支援(雇用型)	1,139	13.9%
就労継続支援(非雇用型)	2,969	36.3%
地域活動支援センター	1,711	20.9%
移行後の定員の合計	8,180	100.0%



## 2. 一人一人の利用者に対する調査

### 2 - 利用者・家族・施設はどの事業類型への移行を希望しているか（全体）

利用者・家族・施設がそれぞれの事業類型への移行を希望しているのか、それぞれの希望に若干違いが出てきたところとして、利用者本人が就労移行支援や就労継続支援（雇用型）を希望しているにもかかわらず、家族の希望と施設の評価は低く、家族や施設は就労継続支援（非雇用型）や地域活動支援センターなどへの移行を望ましいと考えている傾向が、わずかであるが現れている。

事業類型名	利用者本人の希望		家族の希望		施設の評価	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
療養介護	24	0.4%	18	0.4%	20	0.3%
生活介護	163	2.8%	203	4.8%	323	4.3%
自立訓練（機能訓練）	261	4.5%	130	3.0%	245	3.2%
自立訓練（生活訓練）	459	7.8%	461	10.8%	633	8.3%
就労移行支援	931	15.9%	523	12.3%	965	12.7%
就労継続支援（雇用型）	1,131	19.3%	672	15.8%	1,051	13.8%
就労継続支援（非雇用型）	1,945	33.2%	1,466	34.4%	2,793	36.8%
地域活動支援センター	950	16.2%	793	18.6%	1,567	20.6%
合計（有効回答数）	5,864	100.0%	4,266	100.0%	7,597	100.0%

